

内部統制制度の概要について

令和元(2019)年7月11日 経営管理部 行政改革推進室

1 趣旨

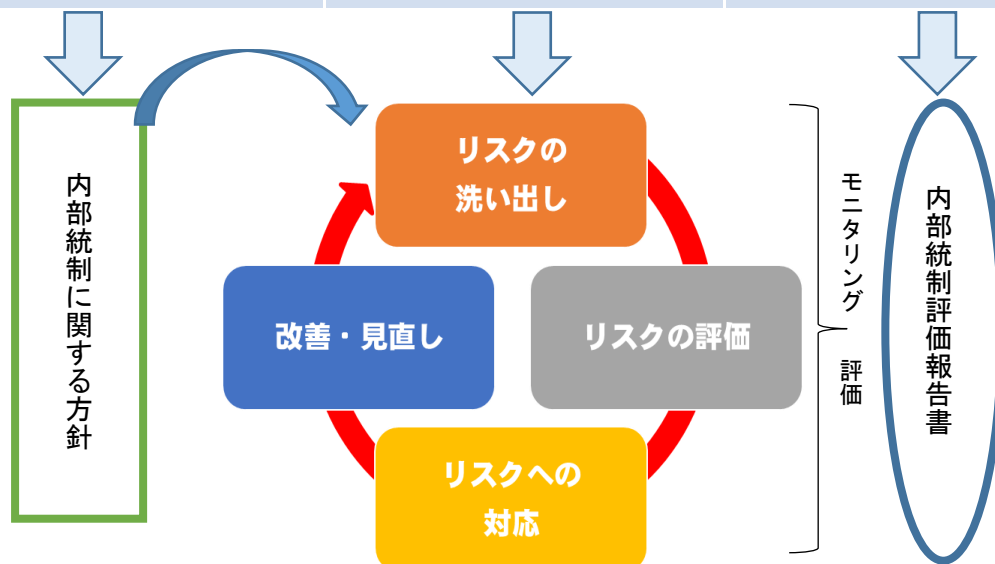
平成 29 (2017) 年 6 月に地方自治法が改正され、令和 2 (2020) 年 4 月から都道府県及び政令市において内部統制制度の導入が義務付けされたことから、今年度、内部統制体制の整備や具体的な事務等について検討を行うもの

2 内部統制の概要

県民に信頼される県政運営を行うため、不適正経理、事務処理ミス、法令違反等の発生リスクを最小化するための管理体制（いわゆる「内部統制」）を構築するもの

- 知事は、内部統制に関する方針を定め、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出

制度開始前年度	制度開始初年度	制度開始翌年度
令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
【準備】	【運用】	【前年度の評価】
○内部統制に関する方針の策定・公表 [対象事務] ・財務に関する事務 ・知事が定めるもの ○内部統制体制の整備	○リスクの洗い出し、評価及び対応等 ○モニタリング ※リスク:組織目的の達成を阻害する事務上の要因	○内部統制評価報告書の作成 ↓ ○監査委員による審査 ↓ ○議会への報告



※想定されるリスク（例）

- ・収入事務：現金の紛失・盗難・横領があった
- ・支出事務：債権者への支払が漏れた
- ・財産・物品等管理：毒劇物の台帳と実際の在庫量が一致しない
- ・個人情報保護：関係のない個人情報等が記載された書類を同封した